

独立行政法人福祉医療機構の平成 19年度の業務実績の評価結果

平成20年8月18日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成19年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足した。

また、平成16年4月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成18年4月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴いその業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

今年度における福祉医療機構の業務実績の評価は、平成15年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成15年度～平成19年度）の最終年度（平成19年4月～平成20年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

なお、福祉医療機構については、これまでの特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来からの福祉医療貸付事業等の6事業に年金担保貸付事業等2事業2業務を加え、現在、8事業2業務と多種多様な事業を行っており、これら事業について、国の福祉医療施策との密接な連携のもと、総合的かつ一体的に行っていることを特記しておきたい。

(2) 平成19年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

平成19年度においては、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用の高度化及び拡大、人事評価制度の運用の改善、経営企画会議等の効率的な運営、組織のスリム化等の処置がとられ、効率的な業務運営体制の確立に向けて、計画に照らし十分な成果を上げている。

また、業務運営の効率化に伴う一般管理費等の経費削減については、平成19年度

においても、引き続き、節減に努めた結果、中期目標を達成したところである。さらに、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、予算額を上回る自己収入を確保していることを評価する。

福祉医療貸付事業については、国の福祉及び医療の政策目標に沿って、民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対する融資が行われているとともに、審査業務及び資金交付業務の迅速化が進められており、計画に照らし十分な成果を上げている。

退職手当共済事業については、退職手当金の請求書受付から給付までの平均所要期間を前年度から大幅に短縮し、中期目標を達成するとともに、電子届出システムの利用促進策及び利便性向上策を実施し、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与したことが認められ、高く評価する。

心身障害者扶養保険事業については、繰越欠損金の解消に向けて、国において検討が進められた結果、平成20年4月から制度改正されることとなった。この制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなり、制度の安定化を図ることができたところである。なお、当該制度改正の内容について、道府県・指定都市に対する周知等を適切かつ積極的に実施していることが認められ、評価する。

他にも、国民・利用者に対するサービスの向上について、新たな取組み、課題の改善がなされており、今後とも引き続き、業務運営の効率化及び業務の質の向上に向けて、一層の努力を期待する。

これらを踏まえると、中期目標の最終年度に当たる平成19年度の業務実績については、全体としては福祉医療機構の設立目的である「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。

なお、福祉医療機構の多岐にわたる業務内容について積極的に周知に努めるとともに、今後とも時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

2. 具体的な評価内容

(1) 各事業の共通事項に関する評価

① 効率的な業務運営体制の確立

ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用の高度化及び拡大については、同システムの運用により職員の意識改革が推進され、また、マネジメントレビュー、内部監査等に基づき業務プロセスや教育・訓練体制等の改善が行われている。さらに、福祉医療代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等

においてISO9001の認証を追加取得するとともに、機構全体におけるISO9001の認証継続のため、審査登録機関による審査を受け、平成20年4月に認証を更新する目処を立てたことを、高く評価する。

人事評価制度の運用については、制度の適正な運用を図るための職員研修の実施、人事評価に関する苦情処理実施要領の制定等、より公正かつ統一的で効果的な運用へと改善が図られている。また、人事評価結果の賞与への反映の拡大により、職員の意識改革と士気の向上を図る等、計画に照らし十分な成果を上げている。

また、経営企画会議等の効率的な運営については、経営企画会議等を積極的に開催し、重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、品質マネジメントシステムに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行い、トップマネジメント機能を補佐していることが認められる。

さらに、心身障害者扶養保険事業の制度改正に対応するため業務推進体制の整備を行うとともに、組織のスリム化（課長代理ポスト3減）が図られたところである。

以上のように、効率的な業務運営体制の確立に向けて、計画に照らし十分な成果を上げていることを、高く評価する。

② 業務管理の充実

各事業部門が中期計画と連動して平成19年度の業務目標を定め、これを人事評価制度における個人目標として展開するなど、人事評価制度を活用した業務目標の進行管理が実施されている。また、リスク管理債権比率については、平成20年3月末で中期目標の2.0%を若干上回る2.02%（平成19年3月末対比+0.52%）となったところであるが、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設をとりまく経営環境が年々厳しくなってきたことを考慮すると、他の金融機関と比べても低く、適切な債権管理を図ることができていると認められる。

また、業務・システムの最適化の実施に向けて、「業務・システム最適化計画」を平成20年2月に策定・公表し、中期目標を達成したところである。

さらに、ALMシステムの活用、資産担保証券（ABS）の発行環境等の分析などの取組みが認められる。

以上のように、リスク管理債権比率が中期目標を若干上回ったものの、適切な業務管理が行われているものと考えられることから、計画に照らし概ね達成していると評価する。

なお、近年の医療・介護をとりまく厳しい状況を受け、今後もリスク管理債権比率の増大が予想される。経営改善に向けたモニタリング機能の充実、必要に応じた貸付条件の緩和、再生計画への積極的な協力等、リスク管理債権比率の悪化に対する多角的かつ積極的な対応を期待する。

③ 一般管理費等の経費削減

一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費削減については、平成19年度において13%程度の経費削減（平成14年度対比）を行うという中期目標に対し、13.1%の削減を実現したところである。

労災年金担保貸付事業に係る各種経費の削減については、平成19年度において9%程度の経費削減（平成16年度対比）を行うという中期目標に対し、15.8%の削減を実現したところである。

また、福祉医療貸付事業費については、平成19年度において5%程度の経費削減（平成14年度対比）を行うという中期目標に対し、19.2%の削減を実現したところである。

さらに、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務の経費については、平成19年度において3%程度の経費削減（平成18年度対比）を行うという中期目標に対し、6.3%の削減を実現したところである。

以上のように、一般管理費等の経費削減については、年度毎に削減目標額を定めて計画的に削減を行っており、中期目標を達成できたところである。

今後とも、経費削減への継続的な努力や一般競争入札の更なる導入等により、引き続き、業務の効率性・経済性を向上させていく努力を期待する。

(2) 各事業の評価

① 福祉医療貸付事業

福祉貸付事業については、国の政策と密接に連携し、地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、障害者自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した施設整備等の補助金等が交付された施設整備に対し、優先的に貸付を行っており、貸付審査の実績（老人福祉関係施設344件、児童福祉関係施設214件、障害者福祉関係施設65件、その他3件の計626件。つなぎ資金を除く。）のうち95.2%（計596件）は、国及び地方公共団体から補助金等が交付された施設整備への融資となっている。

さらに、前年度より継続して平成19年度においても、障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付の実施や介護保険制度改革に伴う地域密着型サービスに対する融資について、国との調整の下に臨機応変かつ迅速な対応を行っている。

医療貸付事業については、国の政策と密接に連携し、医療施設の地域格差の是正と機能の向上を図るために、病床等不足地域における病院・診療所の整備（137件）、200床未満の中小規模病院の整備（42件）等への融資に実績を上げている。

さらに、平成19年度においては、療養病床の再編成に伴う経営安定化資金の融

資について、国との調整の下に臨機応変かつ迅速な対応を行っている。療養病床転換は国の重要施策であり、医療計画との連携を図りつつ、その円滑な転換の支援について、引き続き努力していくことを期待する。

また、両事業ともに、特殊法人等整理合理化計画の趣旨、国の政策要請等を踏まえ、融資条件の見直しを実施するとともに、新規契約分については、安定的な事業運営を図る観点から利差益を確保している。

福祉貸付における協調融資制度については、平成19年度に貸付審査を行った協調融資制度の対象となる融資案件のうち57.6%が協調融資制度を利用し、また、覚書締結金融機関も212機関に拡大（平成18年度末は197機関）する等、制度の更なる拡大が図られている。

以上のように、福祉医療貸付事業については、国の福祉及び医療の政策目標に沿った融資が効率的に行われ、計画に照らし十分な成果を上げており評価に値する。

なお、福祉医療貸付事業については、政策融資としての機能を毎年点検し、融資対象事業、融資条件等を適切に見直していく必要があること、また、需要の変動に照らし、機動的な人員配置など、引き続き、効果的かつ効率的な対応を行いうる体制の整備を希望する。

一方、福祉医療貸付事業の業務の質の向上については、審査業務及び資金交付業務の迅速化に関し、前年度に引き続き、中期目標における目標値を大幅に上回る実績を上げており、今後とも業務の迅速化と適正化に向けて継続して努力していくことを期待する。

また、福祉医療貸付においては、借入申込書類等の電子媒体化を行うことにより、申込書の不備事項等の軽減を図るとともに、受託金融機関等に対する説明会や研修会議の開催、融資相談会の開催を行うなど、利用者サービスの向上に関する取組みが認められる。さらに、医療貸付においては、第三者評価結果に関する評価項目を新たに追加し、貸付先施設の定性面を中心とした評価の充実を図ったことにより、審査精度の一層の向上が図られている。

なお、福祉医療貸付事業が福祉医療機構の基幹事業の一つであることにかんがみ、引き続き、資金需要を的確に把握し、ニーズにきめ細かく対応することにより、福祉及び医療基盤の整備を政策金融の側面から支えていくことを強く期待する。

② 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、福祉と医療のセミナーを連日で開催し、一部業務の外部委託を実施するなど、経費削減に努めるとともに、セミナーの内容の充実や広報の強化に取組み、開催経費を上回る受講料収入を上げている。

また、平成19年度における個別経営診断については、平成18年度から開始した簡易経営診断を除いた事務処理日数が34.3日であり、目標値の60日を大幅

に短縮する等、事務処理の迅速化が図られている。また、診断料収入については、必要経費を上回る診断料収入を上げている。

以上のように、福祉医療経営指導事業については、中期目標及び中期計画における処理日数に係る目標値や収支相償の原則について、これを上回る実績を上げ、効率的な業務運営に関し、十分な成果が得られており、評価する。

福祉医療経営指導事業の業務の質の向上については、集団経営指導（セミナー）においては、早期の開催告知、延べ受講者数、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指数に関し、すべてが中期目標及び中期計画における目標値を上回っている。

また、個別経営診断において、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする中期目標に対して、簡易経営診断の需要が多く、平成19年度実績は計541件、中期目標期間の累計は計921件となり中期目標を大幅に上回る実績を上げている。

さらに、外部専門家との勉強会の開催、外部セミナーへの職員参加等を通じて、担当職員の資質の向上が図られている。

今後とも業務の質の更なる向上が図られることを期待する。

③ 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業については、独創的・先駆的事業への助成及び地域の実情に即したきめ細やかな事業への助成を重視する方針のもと、第三者機関である審査・評価委員会の審議等を経て、事業計画及び運用計画を策定し、重点助成分野を設け、限られた財源の効果的かつ効率的な配分に努めている。

基金の運用は、適切な情報収集を通じて、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用実績を上げている。また、助成金の交付決定までの所要期間は22.2日となっており、目標値である30日を上回っている。

以上のように、長寿・子育て・障害者基金事業については、効果的かつ効率的な業務運営が行われており、計画に照らし十分な成果が得られている。

長寿・子育て・障害者基金事業の業務の質の向上については、審査・評価委員会において、平成18年度に実施した事後評価の成果を反映させて募集要領を策定するとともに、募集要領のホームページでの公開を募集締め切りの2か月前までに実施し、中期計画における目標値を達成している。また、審査・評価委員会の部会及び委員会において厳正な審査を行った結果、独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細やかな事業の全助成件数に占める割合は、82.3%で、引き続き中期計画における目標値を上回っている。さらに、助成終了後のフォローアップ調査の結果、助成終了後も引き続き事業を継続しているものの割合は、平成17年度助成事業で92.7%と、中期計画の目標値（80%）を大きく上回っている。

今後とも、審査・評価委員会における評価結果の業務運営への適切な反映や、助成手続の電子化の推進が図られることを期待する。

④ 退職手当共済事業

退職手当共済事業については、「掛金納付対象職員届」についてWAMNETを活用した電子届出システムを構築し、平成19年4月から運用を開始し、共済契約者の負担の軽減と福祉医療機構の事務の効率化が図られたところである。

また、当該事業の退職手当金の請求書受付から支給までの平均処理期間は、支給件数が前年度と比較して約1万件増と大幅な増加であったにもかかわらず、国及び都道府県と折衝を行うことにより給付財源を確保したこと、審査事務の効率化を図ったことにより、前年度から30日間短縮の61.7日となり、中期目標（75日以内）を達成できたところである。

以上のように、退職手当共済事業については、中期目標及び中期計画における利用者の事務負担の軽減や処理日数の短縮の目標について、これを上回る実績を上げ、効率的な業務運営に関し、十分な成果が得られており、高く評価する。

なお、被共済職員が増大傾向にある近年の状況から、退職手当金の支給に係る事務の効率化、迅速化はますます必要となっており、今後とも、所要時間の短縮に向けた継続的な努力を期待する。

⑤ 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、繰越欠損金の解消に向けて、国において検討が進められ、平成20年4月から制度改正が実施されることとなり、この制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなり、制度の安定化を図ることができたところである。なお、当該制度改正の内容について、道府県・指定都市に対する周知等を適切かつ積極的に実施していることが認められる。

また、財務諸表のホームページへの掲載等により、当該事業の財務状況を定期的に公開しているほか、当該事業の財務状況の将来予測を取りまとめ、国・道府県・指定都市への報告や関係団体への説明、ホームページへの掲載を行ったところである。

扶養保険資金に関しては、安全性を重視した運用を行っているものの、平成19年度においては、サブプライムローン問題等で株価が下落した影響を受け、運用利回りが低下したところであるが、運用の目標基準となる指標（ベンチマーク）に概ね沿った実績を上げることができていることから、適切に実施していると評価する。

さらに、中期計画どおり、当該事業の事務担当者会議を2か所で開催し、適正に事務処理を行うための留意事項について周知や、地方公共団体との連携に努めるとともに、全ての加入者・受給者向けのリーフレットを作成・配布する等、業務の質

の向上が図られた。

以上のように、心身障害者扶養保険事業については、道府県・指定都市に対する制度改正の周知等を適切かつ積極的に実施する等、効率的な業務運営に関し、十分な成果が得られており、評価する。

なお、今後とも、制度についての周知の徹底について継続的な努力を期待する。

⑥ 福祉保健医療情報サービス事業

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）については、インターネット接続環境を利用した送信方法への移行を実施し、全ての都道府県について専用回線を廃止したことにより、経費の削減及び事務の効率化を行った。

また、WAM NETを利活用した精神保健福祉士養成施設の事業報告システムの構築など引き続き検討することや、長寿・子育て・障害者基金事業の電子申請システム開発、福祉医療貸付事業の事業報告書等の電子報告システム開発に着手することで、福祉医療政策の推進のための基盤づくりに貢献することとしている。さらに、当該事業の目的を損なわない範囲で、有料広告や保守・運用管理の受託により、前年度を上回る自己収入を計上している。以上のように、当該事業については、効率的な業務運営が行われており、計画に照らし十分な成果を上げている。

福祉保健医療情報サービス事業の業務の質の向上については、厚生労働省ホームページ及び日本医師会ホームページへのWAM NETのリンクの設置、モニター調査を踏まえた機能の拡充などの結果、平成19年度において、WAM NETのアクセス件数が1,343万件、利用機関の登録数が6.69万件となり、中期目標における目標値（年間のアクセス件数700万件以上、利用機関の登録数5万件以上を中期目標期間中に達成）を超える水準を維持しており評価に値する。

また、WAM NETは、医療福祉関係者、一般市民、学生等、多くの利用者から活用されており、期待も高い。また、経費削減と自己収入の増大及び利便性の向上に努力が見られ評価できる。しかしながら、WAM NETの運営に多額の費用を要していることにかんがみ、より一層の費用削減の検討や更なる自己収入の確保とともに、内容及び機能の充実に努めることを期待する。

⑦ 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、費用の動向を的確に把握し、適切な金利水準の検証を行うため、従来、四半期毎に実施していた金利水準の検証を年8回実施し、業務運営コストを適切に金利に反映させ、当期利益を確保している。

また、平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画等に基づく貸付原資の自己調達化や運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定

方式を平成19年度中に策定している。

以上のように、効率的な業務運営が行われたことにより、計画に照らして十分な成果を上げている。

年金担保貸付事業の業務の質の向上については、厚生労働省の生活保護の適正化に関する方針を受け、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限を平成18年度より実施しており、平成19年度においては、借入申込書類に生活保護受給者に対する取扱い等に関する記載を追加する等、借入者に対して当該取扱いを周知している。また、事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月からは、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剰余金の振込データの電子化を実施する等の取組みが認められ、福祉医療機構と受託金融機関の間の情報伝達の効率化、事務負担の軽減等の効果を上げている。

⑧ 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、費用の動向を的確に把握し、適切な金利水準の検証を行うため、従来、四半期毎に実施していた金利水準の検証を、年8回実施し、業務運営コストを適切に金利に反映させ、当期利益を確保している。

また、平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画等に基づく運営費交付金の廃止を踏まえ、事業を安定的かつ効率的に運営するため業務運営コストを分析し、平成20年度からの新たな貸付金利設定方式を平成19年度中に策定している。

以上のように、効率的な業務運営が行われたことにより、計画に照らし十分な成果を上げている。

労災年金担保貸付事業の業務の質の向上については、年金担保貸付事業と同様に、厚生労働省の生活保護の適正化に関する方針を受け、生活保護受給中の者への年金担保貸付の利用制限を平成18年度より実施し、国の方針に基づき適切に対応している。また、事務処理の効率化を図る観点から、平成19年10月からは、受託金融機関における任意繰上償還に伴う剰余金の振込データの電子化を実施する等の取組みが認められ、福祉医療機構と受託金融機関の間の情報伝達の効率化、事務負担の軽減等の効果を上げている。

⑨ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、貸付先の財務状況等の把握・分析、保証機関の財務状況の分析、保証人の状況調査、担保物件の適切な担保評価、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定、ローン保証会社の保証履行能力の把握、受託金融機関への指導強化等により、貸付先の状況に応じた債権保全策を実施し、貸付先の延滞を未然に防ぎ、債権の円滑な回収を図った。

また、解散等予定の住宅生協に対する福祉医療機構債権について全額回収するな

ど、適時的確な債権回収を行った。

さらに、独立行政法人住宅金融支援機構への債権譲渡については、債務者に混乱のないよう円滑な債権譲渡手続きを進めたところである。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、計画に照らし十分な成果を上げている。

⑩ 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、ホームページへの掲載により周知を行った。また、再委託業務の変更に合わせて、受託機関用手引書の改訂版を作成・配布し受託機関を指導しており、計画に照らし十分な成果を上げてきた。なお、本業務は整理合理化計画において、平成20年度から業務を休止するとされたところであり、休止については福祉医療機構のホームページに掲載し、円滑な業務休止を行ったところである。

(3) 財務内容の改善に関する事項

経費の削減については、中期目標及び中期計画において削減対象となっている全ての経費について、平成19年度予算における計画を上回る削減を達成しており、高く評価する。

また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、予算額を上回る自己収入を確保している。さらに、法人全体の収支状況については、全8勘定のうち2勘定において欠損が発生しているが、発生理由は明確であり、次のとおり適切な対応が図られており、合理的なものであると認められる。

長寿・子育て・障害者基金勘定においては、地域の需要に適切に応えたことにより、助成事業数の増等に伴い助成金額が増加した結果、当期損失（約98百万円）が発生しているが、利益処分において、積立金を取り崩して整理されている。

また、保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金の積立てのために心身障害者責任準備金繰入が発生し、それを賄うだけの金銭の信託等運用益を得ることができなかったために当期損失（6,434百万円）が発生したが、平成20年4月の制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなっている。

(4) その他業務運営に関する事項

人材育成等の観点からの研修の実施については、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを充実させ、業務能力の更なる向上を図れるよう研修体系を抜本的に見直しが図ら

れており、福祉医療機構の多種多様な業務に適切に対応するため、有為な人材の育成や能力の開発に取り組んでいることを、高く評価する。

今後とも、職員研修について工夫を重ねる等、人材育成カリキュラムの更なる改善に向けた継続的な努力を期待する。

また、常勤職員数を抑制しながらも、業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した適正な人員配置が行われていることを高く評価する。

(5) 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等への対応について

①給与水準の適切性等について

当機構の給与水準が国に比べて高くなっていることについては、当機構が民間の金融部門における給与実態を勘案していることや管理職比率が高いことなど、一定の定量的理由に基づくものである。その中で、管理職ポストの廃止等による組織のスリム化、全職員の昇級停止等の措置を講ずるなど、給与水準の適正化に向けた努力は評価できるものである。今後も組織のスリム化の推進による管理職の適切な縮減など、ラスパイレス指数の低減に向けた努力を期待するものである。

②随意契約の適正化について

随意契約見直し計画において、「平成18年度随意契約中、業務システム最適化対象システムに係る契約が大半を占めていることから、これについては、システム最適化の検討結果を踏まえ、平成20年度以降可能なものから、一般競争入札等へ移行すること」としている中、平成19年度において、一部前倒しで一般競争入札への移行を進めているところについて評価できる。今後、計画どおり、平成20年度以降の一般競争入札への移行が速やかかつ円滑に進むよう、一層の努力を期待するものである。

③目的積立金について

当期総利益として計上した108,817百万円については、その利益の発生要因が、運営費交付金の未執行等によるものであり、目的積立金としての申請は行わなかったものである。

④保有資産について

保有資産のうち、戸塚宿舎、宝塚宿舎等(7件)について、整理合理化計画に基づき、平成20年度中に売却することとしている。

⑤官民競争入札の活用状況について

当機構の業務は官民競争入札の対象ではないため該当しない。

⑥コンプライアンス体制の整備状況等について

経営企画会議等による法令遵守状況の管理や品質マネジメントシステム(QMS)に基づく業務運営の実施、内部・外部による監査の実施等によりコンプライアンス体制は整備され、職員のコンプライアンスに係る意識の定着に努めている

ことを評価する。監査コメントに対応し、一層のコンプライアンス体制の強化を図ることを期待する。